

令和6年度老人保健福祉施設整備計画に係る留意事項について

令和5年6月 三重県長寿介護課

1. はじめに

三重県では、令和6年度に整備し令和7年度に開設を行う定員30人以上の介護老人保健施設及び介護医療院の創設又は増築、老朽化した養護老人ホームの改修又は改築に係る整備計画を募集しますので、整備計画書を提出しようとする法人(新設法人を含む。以下「法人」という。)におかれましては、「令和6年度社会福祉施設等整備方針(長寿介護課所管施設)」や「介護老人保健施設、介護医療院等整備選定方針」及び関係法令等を十分に御理解の上、御応募ください。

2. 応募窓口について

整備計画書の提出は、施設整備予定地を所管する市町の高齢者福祉・介護保険担当部署となります。

なお、県では、老人福祉圏域ごとに募集を行いますが、令和6年度に整備を予定していない市町もありますので、あらかじめ施設整備予定地の市町に確認いただくようお願いいたします。

また、提出部数や提出期限は各市町により異なりますので、それぞれの窓口にお問合せください。

3. 補助金額について

令和6年度施設整備補助に係る県予算が未確定であることから、補助単価が減額される可能性があります。

そのため、整備計画書の提出に当たっては、別紙「令和6年度老人保健福祉施設整備補助金等算出資料」を参考に資金計画を立ててください。なお、当該算出資料は整備計画書の提出に際し、統一した条件で資金計画を審査するために便宜上設定するものであり、この補助金額を確約するものではないため御注意ください。

4. 施設整備予定地について

施設整備予定地については、原則として抵当権など所有権以外の権利が設定されておらず、かつ、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、文化財保護法、都市計画法等の規制に抵触しないものであることが前提となります。また、各法令の制限に抵触する場合は、制限が解除又は除外されることが確実であることが必要です。

建築のための各種法規制の有無については、法人自らが所管官庁の担当部局に御確認いただき、特別調書添付書類別紙1を作成して提出してください。別紙1において未記入の箇所がある場合や内容が十分に確認できない場合は、整備計画書を受理しないことがありますので御注意ください。

なお、規制の有無等について担当部署を訪問する際には、必ず事前に電話等で担当部署へ連絡し、訪問する日程の調整を行ってください。

5. 書類の提出について

整備計画書の作成に当たっては、例えば、整備施設の建物配置図や各階平面図（基本設計）において当該計画の設備機能などが十分確認できるようにするなど、選定審査を念頭にできるだけ詳細かつ適切に行ってください。（特に平面図について、着色による区分等が時々見受けられますが、**審査書類は全て白黒印刷による複写**を予定していますので御注意ください。）

なお、提出された整備計画書は、三重県情報公開条例に基づき、法人名、その他の情報（個人情報及び法人情報等を除く。）が公開対象となる場合もありますので、あらかじめ御了承ください。

6. 事業の適正な執行について

選定を受けて行う施設整備については、本県から補助金を受けるかどうかにかかわらず、「三重県社会福祉施設等整備指導要綱」により、対象施設の建設工事契約の適正化が求められます。

7. 社会福祉法人を新たに設立する場合等について

社会福祉法人の設立認可手続と整備計画書の提出の手続は別個のものとなりますので、法人の設立に関する関係法令等を十分に御理解の上、並行して手続を進めるようにしてください。

また、本選定を受けても法人の設立が認可されない場合は、本選定そのものも無効となりますので御注意ください。

なお、整備計画書の提出時には、法人名は「(仮称)社会福祉法人〇〇会設立準備会」、代表者は「設立代表者」として提出してください。

8. 今後の日程について（予定）

令和5年 7月上旬～中旬 7月下旬～8月初旬	施設整備予定地を所管する市町への整備計画書の提出 書類審査・ヒアリング (県→(市町・法人))
10月～11月	県による選定会議
12月	予備選定結果通知(県→市町→法人)
令和6年 1～2月	(以降は予備選定を受けた法人のみ対象) 協議書の作成・提出(法人→県)
3月下旬	本選定結果通知(県→市町→法人)
4月	補助金内示、整備法人名等の公表、法人向け説明会の開催
5月以降	補助金交付申請、工事着工
令和7年 2月 ～3月	介護保険法、老人福祉法等の申請手続 竣工

9. 複数の施設種別による合築計画について

介護老人保健施設・介護医療院（創設）と養護老人ホーム（改築）の合築といった複数の施設種別による整備計画書を提出される場合は、施設種別ごとに整備計画書を作成して提出してください。

また、上記のようなケースは、厳しい県財政の下、創設のみ選定され、改築について補助金が認められない可能性も考慮する必要があることから、その場合の整備希望（改築に係る補助金が認められなかった場合についても整備を希望する・しない等）について、整備計画書の中に明記するようにしてください。

10. ユニット型施設と従来型施設の合築計画について

ユニット型施設と従来型施設を同時（一体的）に整備する場合は、類型ごとに別々に整備計画書を作成するのではなく、1つの整備計画として作成して提出してください。なお、このような計画の場合、1つの整備計画として審査を行いますので、「ユニット型のみ選定」又は「従来型のみ選定」となることはありません。

11. 禁止事項と欠格事項について

予備選定結果が確定する前に、次の行為を行った場合、審査を行うことなく不適とします。

- ・ 選定会議の委員等に対し、直接、間接を問わず連絡を求め、又は接触した場合

書類の提出期限以降、次に該当する場合は、審査を行うことなく不適とします。

- ・ 提出された書類の内容に、重大な不備又は虚偽があったと認められる場合
- ・ 重要な事項（建設場所、施設種別、定員、寄付者等）の変更があった場合

本選定以降、次に該当する場合は、本選定を取り消します。

- ・ 提出された書類の内容に、重大な不備又は虚偽があったと認められる場合
- ・ 重要な事項（建設場所、施設種別、定員、寄付者等）の変更（計画図面の大幅な変更を含む。）があった場合
- ・ 提出された資金計画における自己資金額の確保が確認できない場合
- ・ 不適正な法人の運営等が判明し、行政処分を受けるなど、整備計画の実施が明らかにふさわしくないと判断される場合

12. その他

整備計画書の提出をもって、上記他の公募内容を承諾したものとみなします。